

広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地域経済の活性化を図るため、町民が自己の居住している住宅を町内の施工業者を利用して修繕、補修等の住宅リフォーム工事（以下「工事」という。）を行った者に対して、予算の範囲内において広陵町地域活性化補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関してはこの要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本町に4年以上引き続き住所を有する者
- (2) 交付対象住宅に4年以上引き続き居住していること。
- (3) 同一世帯内で町税等を滞納していないこと。
- (4) 対象となる工事について、国、県又は町の他の制度の補助等を受けていないこと。
- (5) 交付対象住宅に対し過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 交付対象住宅に対し平成17年7月から平成19年12月末日までの間に地域活性化事業（住宅リフォーム助成事業）商品券交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付の対象者としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者
- (3) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付対象住宅)

第3条 交付の対象となる住宅は、自己の居住の用に供している町内に存する住宅（以下「住宅」という。）とし、住居部分のみを交付対象とする。

(交付対象工事)

第4条 交付の対象となる工事は、あらかじめ広陵町に登録をした町内に本社若しくは本店所在地を有する法人若しくは個人の施工業者又は主たる事業を町内で行う事業者を利用して、第7条第2項の規定による補助金の交付決定後に着手する工事であつて、その工事に要する経費が20万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上のものであり、当該工事に着手する日の属する年度の3月末日までに第10条の規定による実績報告をすることができる次の各号に掲げるものとする。

(1) 壁紙の張り替え、外壁の塗り替え、屋根の葺き替え、バリアフリー化、その他住宅の様式替え等のための工事

(2) 老朽化、災害等による住宅の修繕のための工事

(3) その他町長が適当と認める工事

2 前項に規定する工事に要する経費は、総工事費から次の各号に掲げる費用を除いて得た額（間接税を含む。）とする。

(1) 土地購入費用

(2) 下水道への接続工事費

(3) 工事用機械、工具等の購入費用

(4) 併用住宅にあつては居住部分以外の工事に係る費用

(5) その他町長が工事費から除外すべきと認める費用

(交付の額)

第5条 補助金の額は、第4条の規定による工事費の総額（消費税を除く。）の10パーセントに相当する額（1,000円未満は切り捨てる。）とする。ただし、10万円を限度とする。

(交付回数)

第6条 補助金の交付は、同一住宅及び同一人について1回とする。

(交付申請)

第7条 交付対象者が交付の申請をしようとするときは、広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 住宅リフォーム計画書（様式第2号）

(2) 工事見積書

(3) 工事施工予定箇所の写真

(4) その他町長が特に必要と認める書類等

(交付決定)

第8条 町長は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、交付することが適当と認めるときは、広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により補助金交付の申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

(申請事項の変更及び承認)

第9条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補

助金変更申請書（様式第4号）に、第7条に掲げる書類等を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請内容を審査し、変更することが適当と認めるときは、広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補助金変更決定通知書（様式第5号）により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、補助金の額の変更に係る交付決定について、準用する。

（実績報告及び実地調査）

第10条 交付内定者は、当該工事が完了したときは、10日以内に、広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了証明書（様式第7号）
- (2) 工事代金領収書
- (3) 工事实施後の写真
- (4) その他町長が特に必要と認める書類等

2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、担当職員に実地調査を行わせる。

3 町長は、前項の規定による調査の結果、工事の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を講じるよう交付決定者に命ずることができる。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による調査の結果、適正と認めるときは、補助金の交付の額を確定し、広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補助金交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金交付の請求及び交付）

第12条 前条の規定による交付確定通知を受けた者は、広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交付請求書を受理した場合、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 町長は、交付内定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 交付対象工事を承認なく変更し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定め当該補助金を返還させるものとする。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。